

## 地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令の概要について

### 1. 趣旨

- 本命令案は、保険医療機関等の窓口で組合員証に添えて提出する証について、組合員の性別は組合員証をもって確認できることから、当該組合員証に添えて提出する証の性別の記載欄を削除するため、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）の一部を改正するもの。

### 2. 内容

- 高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証について、それぞれ性別の記載欄を削る。

### 3. 根拠法令

- 地方公務員等共済組合法第146条

### 4. 施行期日等

- 公布日：令和4年5月20日
- 施行期日：公布の日